

宮崎県消費者基本計画（素案）主な修正点 新旧対照表

項目・箇所	修正後(案)	修正前(前回提出版)	修正の理由・根拠
第3章 3 基本方針 基本方針3 (2) (p. 46)	<p>(2) 消費者教育の担い手の確保・育成 【施策の具体的内容】</p> <p>① 学校及び地域社会における担い手の確保・育成</p> <p>県民誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができるためには、学校や地域、職域等で消費者教育を実施できる担い手が必要です。</p> <p>そのため、<u>学校における消費者教育の推進役としての役割が期待される教職員に対しては、その指導力の向上を図ることが重要であることから、県教育委員会と連携して、消費者教育に関する研修等を行うことにより、その指導力向上に努めます。</u></p> <p>また、<u>県民が、居住する地域にかかわらず身近な場所で消費者教育を受けることができるよう、県消費生活センターを、消費者教育を担う人材育成の拠点として位置づけ、市町村が消費者教育を推進するための人材育成支援として、市町村の担当職員や消費生活相談員等を対象とした研修を実施します。</u></p> <p>特に、<u>高齢者や障がい者に対しては、地域の見守りによる消費者教育が重要であることから、市町村や消費者安全確保地域協議会の構成団体に対する消費者教育に関する情報提供に努めます。</u></p> <p>さらに、<u>県消費生活センター等の消費生活相談員について、国民生活センター等が実施する消費者教育講座等の受講により、一層の資質向上を図るとともに、市町村等に講座等の情報提供を行い、市町村消費生活相談員等の講座等への参加を促進します。</u></p>	<p>(2) 消費者教育の担い手の確保 【施策の具体的内容】</p> <p>① 市町村等との連携による担い手の確保</p> <p>県民誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができるためには、学校や地域、職域等で消費者教育を実施できる担い手が必要です。</p> <p>そのため、<u>県消費生活センターを、消費者教育を担う人材育成の拠点として位置づけ、市町村が消費者教育を推進するための人材育成支援として、市町村の担当職員や消費生活相談員等を対象とした研修を実施します。</u></p> <p>また、<u>県消費生活センター等の消費生活相談員について、国民生活センター等が実施する消費者教育講座等の受講により、一層の資質向上を図るとともに、市町村等に講座等の情報提供を行い、市町村消費生活相談員等の講座等への参加を促進します。</u></p> <p><u>学校における消費者教育の推進役としての役割が期待される教職員に対しては、その指導力の向上を図ることが重要であることから、県教育委員会と連携して、消費者教育に関する研修等を行うことにより、その指導力向上に努めます。</u></p> <p><u>高齢者や障がい者に対しては、地域の見守りによる消費者教育が重要であることから、市町村や消費者安全確保地域協議会の構成団体に対する消費者教育に関する情報提供に努めます。</u></p>	<p>第2回審議会における「学校教育において消費生活に関する教育が必修であり、教員の研修を充実させていく必要がある。」との委員指摘を受け、タイトルをより具体的な表現へ変更したほか、本文の構成順序を変更した。</p>

宮崎県消費者基本計画（素案）主な修正点 新旧対照表

項目・箇所	修正後(案)	修正前(前回提出版)	修正の理由・根拠
第4章 3 評価指標 (p. 53)	<u>消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法に 基づく県の立入検査店舗数</u> <u>(現状：3店舗、目標：7店舗)</u>	<u>景品表示法処理件数</u> <u>(現状：22件、目標：25件)</u>	<p>第2回審議会における「景品表示法の処理件数は減らすべきものではないか」との委員指摘を踏まえ、指標を再考。</p> <p>従来の指標は疑義事案への対応件数に加え、事業者等からの相談件数を含んでいたが、目標設定として分かりにくい表現であったことから、より直接的に県の監視・指導体制の強化を示す「立入検査店舗数」へと指標を変更した。</p>